



成年後見制度研修



・・・関係機関職員向け・・・

1. 目的

認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行の進展に伴い、成年後見制度の必要性はより一層高まり、需要は増大すると予想されます。しかしながら、制度の内容がイメージできないことや、手続きが煩雑であることから、利用が進まないことが課題となっています。そこで、成年後見制度に関する基礎的知識を学び、制度活用の有効性を知っていただくために、本研修を開催します。

2. 主催

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会・川崎市

3. 日時

令和8年6月30日（火） 9時50分～16時00分

4. 会場

てくのかわさき てくのホール（高津区溝口 1-6-10）

5. 対象

地域包括支援センター、障害者相談支援センター、施設、事業所、行政、社協等で、成年後見制度に関わる業務を担当する職員

6. 定員

- ①「成年後見制度の概要」 60名
- ②「申立書の書き方」 60名

7. 受講料

無料

8. 研修内容

午前（①）は、成年後見制度の基礎的な内容を扱います。

時間	内容	講師
9:50～10:00	開会・オリエンテーション	
10:00～12:00	①「成年後見制度の概要」	神奈川県弁護士会川崎支部 さぎぬま法律事務所 弁護士 村上 裕一 氏

午後（②）は、申立書についての説明後、実際に申立書の作成も行います。

13:00～16:00	②「申立書の書き方」	司法書士福島事務所 司法書士 福島 衛 氏
16:00	閉会	

※午前のみ、午後への参加も可能です。

9. 申込方法

裏面の参加申込書を郵送または FAX

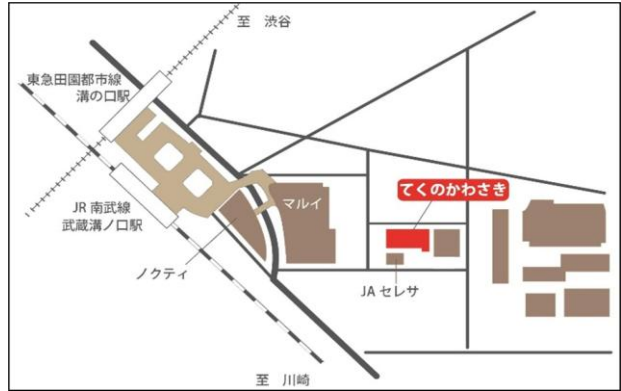
申込締切：6月22日（月）必着

裏面に続く ➡➡➡

会場案内

てくのかわさき 2階 てくのホール
 (会場所在地：川崎市高津区溝口1-6-10)

JR南武線「武蔵溝ノ口駅」または
 東急田園都市線「溝の口駅」下車徒歩5分



「ご確認ください」

*応募者が定員を上回る場合、より多くの関係機関にご参加いただくため、各機関の参加者数を制限させていただきます。その上で定員を上回る場合は抽選となります。

参加者数の制限や抽選を行う場合は、受講をお断りする方にのみ、6月26日(金)17時までに当センターよりご連絡いたします。連絡が無ければ、受講できますので、当日会場にお越しください。

*マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とされていますが、本研修にご参加の場合には、引続きマスク着用にご協力をお願いいたします(マスク着用を強いるものではありません)。感染状況により対応が異なる場合もございますので、ご了承の程よろしくをお願いいたします。

【問合せ先】 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター

TEL 044-712-8071 FAX 044-739-8738

参加申込書

R8.6.30(火) 関係機関向け成年後見制度研修

※必要事項をご記入いただき、上記宛先へ郵送またはFAXでお送りください。

(フリガナ) 氏名			
所属機関名			
所属機関住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
受講希望(⇒いずれかに ☑印をつけてください)	<input type="checkbox"/> (AM)「成年後見制度の概要」のみ受講 <input type="checkbox"/> (PM)「申立書の書き方」のみ受講 <input type="checkbox"/> (AM)「成年後見制度の概要」と(PM)「申立書の書き方」の両方受講		
法定後見について特に知りたいことがありましたらご記入ください。(講義の参考にさせていただきます)			